2　この条において、「租税債権」とは、第二条の規定によって対象とされる租税であって両締約国が課するもの及び次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a)　日本国については、

(i)　消費税

(ii)　相続税

(iii)　贈与税

(b)　英国については、

(i)　付加価値税

(ii)　相続税

(c)　その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの

3　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権と同様に、当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が自国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5　3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国の法令の下で適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために当該一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

6　5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば、当該他方の締約国の法令に従って当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通報する。

7　一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8　一方の締約国が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通報し、当該他方の締約国の選択により、当該一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a)　3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b)　4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

(e)　支援を要請された租税が一般的に認められている課税の原則に反して課されたと当該一方の締約国が認める場合に支援を行うこと。

10　この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援の要請の数の上限、支援を要請することができる租税債権の最低金額及びこの条の規定に基づいて徴収された額の送金に関する手続規則について合意する。

第十三条

1　二千六年議定書1中「第十条の三」を「第十条の二」に改め、「同法附則第二十条第一項」の下に「（これらの一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）」を加える。

2　二千六年議定書3及び6を削り、4を3とし、5を4とする。

3　二千六年議定書に次の5を加える。

5　条約第二十五条5の規定に関し、

(a)　両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

(b)　仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。

(i)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。

(ii)　各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができる。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii)　全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び同条1の規定に従って申し立てられた事案に関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。

(iv)　両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十六条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v)　各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。